

○職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和37年1月19日三重県規則第3号）

職員等の旅費に関する条例施行規則

昭和三十七年一月十九日  
三重県規則第三号

改正	昭和四四年一月 七日 三重県規則第五九号	昭和四五年 八月二五日 三重県規則第四一号
	昭和四九年 六月二八日 三重県規則第四三号	昭和五四年 七月 五日 三重県規則第三三号
	昭和六〇年 五月一〇日 三重県規則第二六号	昭和六〇年一二月二七日 三重県規則第六五号
	平成 二年 五月二九日 三重県規則第二七号	平成 五年 三月二九日 三重県規則第一八号
	平成 六年 三月 八日 三重県規則第一五号	平成 七年 三月二二日 三重県規則第二〇号
	平成 九年 三月二一日 三重県規則第八九号	平成一三年 三月二三日 三重県規則第二三号
	平成一八年 二月二八日 三重県規則第一三号	平成二一年 三月二五日 三重県規則第二〇号
	平成二二年 三月三一日 三重県規則第二九号	

職員等の旅費に関する条例施行規則を次のように定める。

職員等の旅費に関する条例施行規則

（目的）

第一条 この規則は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「条例」という。）の実施のための手続その他の執行について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 削除

削除〔平成一三年規則二三号〕

（兼務職員の旅費）

第三条 条例第三条第一項に規定する職員で他の職務を兼ねる者が、その兼ねる職務によつて旅行した場合には、当該職務相当の旅費を支給するものとする。

（旅行取消等の場合における旅費）

第四条 条例第三条第六項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。

二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額

（旅費喪失の場合における旅費）

第五条 条例第三条第七項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。

一 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持している旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令等)

第六条 条例第四条第二項及び第三項の規定により旅行命令等を発し、又は変更する場合には、旅行命令権者は条例第七条及び第八条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して旅行が行なわれるよう留意するものとする。

(旅行命令書等の記載事項及び様式)

第七条 条例第四条第四項に規定する旅行命令(依頼)書の記載事項及び様式は、第一号様式によるものとする。

一部改正〔平成一三年規則二三号〕

(旅行命令等の変更の申請)

第七条の二 旅行者が、条例第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更の申請をする場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

追加〔昭和四五年規則四一号〕

(路程の計算)

第八条 条例第六条に規定する旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行なうものとする。

- 一 鉄道 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条の鉄道運送事業者の運賃の算出の基礎となつた路程
  - 二 水路 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第八条の船舶運送事業を営む者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他信頼するに足る方法により計測された路程
  - 三 陸路 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第三項の旅客自動車運送事業を営業者及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第四条の軌道経営者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他信頼するに足る方法により計測された路程
- 2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、別に路程を計算することができる。

一部改正〔平成一三年規則二三号・二一年二〇号〕

(旅費請求書の種類、記載事項及び様式)

第九条 条例第十三条第一項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。

- 一 第二号及び第三号に掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、第二号様式による旅費請求書。ただし、概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費の額と同一であるときには、第一号様式による概算払精算書
  - 二 条例第三条第一項に規定する赴任に係る旅費及び条例第二十四条(条例の他の条文において準用する場合を含む。)に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、第三号様式による旅費請求書
  - 三 条例第二十五条に規定する日額旅費を請求する場合には、第四号様式(特別の事情によりこれにより難い場合は、第二号様式)による旅費請求書
- 2 条例第十三条第一項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、前項各号様式の備考に掲げる書類とする。

一部改正〔昭和四五年規則四一号・平成五年一八号〕

(旅費の請求手続)

第十条 条例第十三条第二項及び第三項に規定する期間は、三重県会計規則(平成十八年三重県規則第六十九号)に定めるところによる。

- 2 条例第十三条第四項に規定する給与の種類は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)に規定する給料及び手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)又はこれらに相当する給与とする。

一部改正〔昭和四四年規則五九号・四五年四一号・平成五年一八号・七年二〇号・一八年一三号・二一年二〇号〕

(証人等の旅費)

第十一条 条例第十四条に規定する条例第三条第四項又は第五項の規定により旅行する者に支給する旅費は、関係行政機関の職員についてはその職において受けることのできる旅費とし、その他の者

については一般職に属する職員の例により計算した旅費とする。ただし、旅行の性質、用務の内容等を考慮し旅行命令権者が任命権者の承認を得た場合はこの限りでない。

一部改正〔昭和四四年規則五九号・六〇年六五号・平成一三年二三号〕

(急行料金)

第十二条 条例第十五条第二項に規定する急行料金の支給については、次の各号に定める基準による。

- 一 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算する。
- 二 特別急行列車を運行する線路による旅行の場合にあつては特別急行料金を、普通急行列車を運行する線路による旅行の場合にあつては普通急行料金を支給する。

一部改正〔昭和五四年規則三三号・平成一三年二三号〕

(航空賃)

第十三条 条例第十七条に規定する航空賃は、任命権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができるものとする。

(早朝の出発又は夜間の帰着)

第十三条の二 条例第十九条第四項第一号の規則で定める早朝の出発となる旅行は、午前七時前の出発（午前七時前に帰着する旅行の出発を除く。）の旅行とする。

2 条例第十九条第四項第二号の規則で定める夜間の帰着となる旅行は、午後八時後の帰着（午後八時後に出発する旅行の帰着を除く。）の旅行とする。

3 条例第十九条第四項第三号の規則で定める早朝の出発かつ夜間の帰着となる旅行は、午前七時前の出発（午前七時前に帰着する旅行の出発を除く。）かつ午後八時後の帰着（午後八時後に出発する旅行の帰着を除く。）の旅行とする。

追加〔平成一三年規則二三号〕、一部改正〔平成二一年規則二〇号〕

(扶養親族移転の延期)

第十四条 条例第二十二條第三項に規定する期間の延長は、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど定めるものとする。

(日額旅費)

第十五条 条例第二十五条第一項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給方法については、別に定める。

(着後手当)

第十六条 条例第二十三条に規定する規則で定める着後手当の額は、条例第十九条第三項に規定する旅行以外の旅行の場合は別表第一に定める額とし、条例第十九条第三項に規定する旅行の場合は別表第二に定める額とする。

全部改正〔平成一三年規則二三号〕、一部改正〔平成二一年規則二〇号〕

(旅費の調整)

第十七条 条例第三十条第一項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

一 旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給しない。

二 鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合により急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、急行料金を支給しない。

三 旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため正規の旅行雑費の定額及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の旅行雑費の定額及び宿泊料の二分の一に相当する額は支給しない。

四 長期間の研修、講習、訓練その他これらに準ずる目的のための旅行で、当該旅行の期間が三十日を超える場合における旅行雑費の定額及び宿泊料は、その超える日数について定額の十分の三に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

五 新たに採用された職員又は転任を命ぜられた職員で、採用の日又は転任を命ぜられた日から一年以内に住居を移転しない者には、移転料及び着後手当を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、その期間内に住居を移転し難いことについて、あらかじめ任命権者の承認を得た者については、この限りでない。

六 県費以外の経費から旅費を支給される旅行にあつては、正規の旅費額のうち県費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、これを支給しない。

2 特別の事情により、前項の規定により難しい場合には、旅行命令権者は、そのつどその取扱について理由書及び参考資料を添えて任命権者に申請し、その承認を得て別に定めることができる。

3 条例第三十条第三項に規定する「別に定める旅費を支給することができる」場合は、任命権者がそのつど定める。

一部改正〔昭和六〇年規則二六号・六五号・平成一三年二三号・二一年二〇号〕

(旅費の特例)

第十八条 条例第三十一条に規定する旅費又は旅費として支給するものについては、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど措置するものとする。

(準用規定の実施)

第十九条 条例第三十二条に規定する外国旅行の場合の旅費の支給について必要な事項は、職員と同様の職務を行なう国の職員に対するその取扱に準じて任命権者がそのつど定める。

(総務事務システムによる特例)

第十九条の二 この規則において定める様式について、財務会計システムにより当該様式の記載要件を具備した帳票の作成が行われるときは、当該帳票をもつて当該様式に代えることができる。

2 前項に規定する総務事務システムにより旅行命令等及び旅費の請求を行う場合においては、当該システムにおける所定の手続を行うことをもつて条例第四条第四項及び第五項に規定する旅行命令等の提示並びに条例第十三条第一項に規定する請求書の提出があつたものとみなす。

追加〔平成一三年規則二三号〕、一部改正〔平成二二年規則二九号〕

(実施に関し必要な事項)

第二十条 条例の実施のための手続その他その執行についてこの規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が知事と協議して別に定める。

一部改正〔昭和四四年規則五九号・四五年四一号・五四年三三号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 この規則施行前にこの規則による改正前の規程等に基づいて調製した旅行命令簿、旅費請求書等はこの規則施行後においても当分の間使用することができる。

附 則 (昭和四十四年十一月七日三重県規則第五十九号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年十月一日以後に出発した旅行から適用する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙は、当分の間、この規則による改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定にかかわらず、使用することができる。

附 則 (昭和四十五年八月二十五日三重県規則第四十一号)

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則 (昭和四十九年六月二十八日三重県規則第四十三号)

1 この規則は、昭和四十九年七月一日から施行する。

2 この規則は、昭和四十九年七月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十四年七月五日三重県規則第三十三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則第十二条の規定は、昭和五十四年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六十年五月十日三重県規則第二十六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十七条の規定は、昭和六十年四月一日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十年十二月二十七日三重県規則第六十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年五月二十九日三重県規則第二十七号）

- 1 この規則は、平成二年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙は、当分の間、この規則による改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定にかかわらず、使用することができる。

附 則（平成五年三月二十九日三重県規則第十八号）

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第一号様式の規定は、平成五年四月一日以後に発する旅行命令等から適用する。
- 3 この規則の施行前に改正前の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定に基づき概算払で支給を受けた旅費の精算については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月八日三重県規則第十五号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙は、当分の間、この規則による改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定にかかわらず、使用することができる。

附 則（平成七年三月二十二日三重県規則第二十号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十一日三重県規則第八十九号）

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第一号様式の規定は、平成九年四月一日以後に発する旅行命令等から適用する。

附 則（平成十三年三月二十三日三重県規則第二十三号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年二月二十八日三重県規則第十三号）

この規則は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十五日三重県規則第二十号）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年三月三十一日三重県規則第二十九号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。  
（職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 5 改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則第十九条の二の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

別表第一（第十六条関係）

移転後に入る住宅の種類	旧居住地から新居住地までの路程		
	五十キロメートル未満	五十キロメートル以上百キロメートル未満	百キロメートル以上
職員住宅又は公舎等	宿泊料一夜分に相当する額	宿泊料二夜分に相当する額	宿泊料三夜分に相当する額
借家又は借間等	宿泊料二夜分に相当する額	宿泊料三夜分に相当する額	宿泊料四夜分に相当する額

備考 この表において、「職員住宅又は公舎等」とは職員の住居の用に供するため県が設置し、又は借り受けた住宅を、「借家又は借間等」とは赴任に伴う住所又は居所の移転のため職員が新

たに借り受けた住宅をいう。

追加〔平成二一年規則二〇号〕

別表第二（第十六条関係）

移転後に入る住宅の種類	旧居住地から新居住地までの路程		
	五十キロメートル未満	五十キロメートル以上百キロメートル未満	百キロメートル以上
職員住宅又は公舎等	旅行雑費の定額の基本額一日分及び宿泊料一夜分に相当する額	旅行雑費の定額の基本額二日分及び宿泊料二夜分に相当する額	旅行雑費の定額の基本額三日分及び宿泊料三夜分に相当する額
借家又は借間等	旅行雑費の定額の基本額二日分及び宿泊料二夜分に相当する額	旅行雑費の定額の基本額三日分及び宿泊料三夜分に相当する額	旅行雑費の定額の基本額四日分及び宿泊料四夜分に相当する額

備考 この表において、「職員住宅又は公舎等」とは職員の住居の用に供するため県が設置し、又は借り受けた住宅を、「借家又は借間等」とは赴任に伴う住所又は居所の移転のため職員が新たに借り受けた住宅をいう。

追加〔平成二一年規則二〇号〕

第1号様式

（第7条、第9条関係）

全部改正〔平成13年規則23号〕、一部改正〔平成22年規則29号〕

第2号様式

（第9条関係）

全部改正〔平成13年規則23号〕、一部改正〔平成21年規則20号・22年29号〕

第3号様式

（第9条関係）

全部改正〔平成2年規則27号〕、一部改正〔平成6年規則15号・13年23号・21年20号〕

第4号様式

（第9条関係）

全部改正〔平成13年規則23号〕